

第13期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告の業務の適正を確保するための体制
連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表

(平成23年9月1日から平成24年8月31日まで)

夢の街創造委員会株式会社

事業報告の「業務の適正を確保するための体制」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.yumenomachi.co.jp/>）に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、行動規範を遵守するとともに、コンプライアンスに関する研修、ガイドライン及びマニュアル等により知識を高め、諸規程を遵守し、適正な業務執行を行うものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程等に基づき文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に適切に保存・管理する。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、個人情報、セキュリティ及びシステムトラブル等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は人事総務グループが行い、リスク対応の体制を整備するものとする。また、各グループマネージャーは、定期的にリスク管理の状況を取締役に報告するものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を原則として月1回開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行う。また、常勤取締役が参加する経営会議を週1回程度開催し、社内規程で定められた決裁権限にしたがって迅速かつ機動的な意思決定を行う。また、取締役会において中期事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業績目標を明確化し、定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築するものとする。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の内部監査部門は、定期的に子会社の業務監査及びコンプライアンス、リスク管理体制等に関して監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び常勤監査役に報告することとする。

また、子会社の経営上の重要な意思決定事項については、当社経営会議に報告し、確認を得て行うこととする。

その他、当社と子会社及び子会社間での取引は、法令・会計原則・税法・その他の社会規範に照らし適切に行うものとする。

- ⑥ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
行動規範を制定し、社内教育を通じ全社的にこれを周知徹底するとともに、人事総務グループを中心に、コンプライアンスに関する研修、ガイドライン・マニュアルの作成・配布等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、尊重する意識を醸成し、堅持する。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役または監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、管理部門所属の使用人を、その職務に専従させることができるものとする。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人は監査役または監査役会の職権に服すると同時に各取締役から独立した存在とし、経済的及び精神的に不当な取扱いを受けないことを保証するものとする。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

各取締役及び使用人が、その職務の執行にあたり次に掲げる事項に関して重要性があると認めるときは、職務執行に係る指揮命令系統に関わらず、監査役または監査役会にその内容を報告することができる。また、当該取締役または使用人は、当該報告をしたことによって経済的及び精神的に不当な取扱いを受けないことを保証するものとする。

- (1)職務の執行により会社に重大な損害を与えるおそれがある等の重要事項
- (2)法令及び定款に違反する行為または社会通念に照らして不当な行為
- (3)その他、監査役または監査役会が必要と判断した事項

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会への出席のほか、内部監査人との連携を十分にとり、効率的な業務監査の遂行を図る。また、会計監査人とも連携を十分にとり、定期的な意見交換等の促進等により、効果的な会計監査の遂行を図るものとする。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 夢創会（北京）商務諮詢有限公司

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 夢の街株式会社
- ・連結の範囲から除いた理由 夢の街株式会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、連結の範囲から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるためであります。

(2) 持分法適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社の数 該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社の状況

- ・会社等の名称 夢の街株式会社
- ・持分法を適用しない理由 夢の街株式会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社である夢創会（北京）商務諮詢有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ・ 有形固定資産
(リース資産を除く) 定率法
なお、建物（建物附属設備を除く）のうち平成10年4月1日以降に取得したものについては、定額法によっております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15～39年
工具器具備品	4～10年
- ・ 無形固定資産
(リース資産を除く) 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な繰延資産の処理方法

- ・ 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ロ. 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項
- 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(5) 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.64%から平成24年9月1日に開始する連結会計年度から平成26年9月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については37.97%に、平成27年9月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.60%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は5,936千円減少し、法人税等調整額が815千円及びその他有価証券評価差額金が5,121千円、それぞれ増加しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 104,652千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	55,131株	357株	一株	55,488株

(注) 発行済株式の当連結会計年度増加株式数357株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	3,538株	一株	27株	3,511株

(注) 自己株式の当連結会計年度減少株式数27株は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成23年11月25日開催の第12期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 59,331千円
- ・ 1株当たり配当額 1,150円（普通配当920円 記念配当230円）
- ・ 基準日 平成23年8月31日
- ・ 効力発生日 平成23年11月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成24年11月27日開催予定の第13期定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

- ・ 配当金の総額 36,383千円
- ・ 1株当たり配当額 700円
- ・ 基準日 平成24年8月31日
- ・ 効力発生日 平成24年11月28日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

取締役会決議年月日	平成16年10月19日	平成17年8月15日	平成20年12月12日	平成21年12月11日
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	2,115株	1,200株	392株	385株
新株予約権の残高	705個	400個	392個	358個

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資産運用規程やこれに準じた方針に基づき、安全性の高い金融商品に限定し、運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

イ. 営業債権である売掛金及び未収入金については、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社の与信並びに取引先管理規程やこれに準じた方針に従い、取引先ごとの入金状況及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的にモニタリングしております。

ロ. 投資有価証券は、主にその他有価証券に区分される非上場の債券であります。当該投資有価証券は、為替、債券価格等の変動リスク及び発行会社の信用リスクを有しております。これらは当社グループの資産運用規程に従い管理し、時価の変動要因を定期的にモニタリングしております。

- ハ. 営業債務である未払金については、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。当該債務については、流動性リスクにさらされておりますが、当社グループでは、定期的に資金繰りを確認するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
イ. 現金及び預金	651,144	651,144	—
ロ. 売掛金	148,831	148,831	—
ハ. 未収入金	67,599	67,599	—
ニ. 投資有価証券	759,110	759,110	—
ホ. 未払金(*)	(90,554)	(90,554)	—
ヘ. 未払法人税(*)	(40,223)	(40,223)	—

(*) 負債に計上されている未払金及び未払法人税については、金額を()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

イ. 現金及び預金、ロ. 売掛金、ハ. 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

ニ. 投資有価証券

債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、投資有価証券には含めておりません。

ホ. 未払金、ヘ. 未払法人税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非 上 場 株 式	57,770

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日以後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
イ. 現金及び預金	651,144	—	—	—
ロ. 売掛金	148,831	—	—	—
ハ. 未収入金	67,599	—	—	—
ニ. 投資有価証券	—	—	—	800,000

5. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 41,994円63銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 2,227円97銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

株式分割及び単元株制度の採用

当社は、平成24年10月12日開催の取締役会において、平成25年3月1日を効力発生日として、株式分割及び単元株制度を採用することを決議しました。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

平成19年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式を上場している証券会社の利便性・流動性の向上に資するため、1株を100株に分割するとともに単元株制度を採用することといたしました。

なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

(2) 株式分割の方法

平成25年2月28日(木曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(3) 株式分割により増加する株式数

株式の分割前の発行済株式総数	55,488株	(平成24年10月12日現在)
株式の分割により増加する株式数	5,493,312株	
株式の分割後の発行済株式総数	5,548,800株	
株式の分割前の発行可能株式総数	180,000株	
株式の分割後の発行可能株式総数	18,000,000株	

(4) 単元株制度の採用

1単元の株式数を100株といたします。

(5) 株式分割及び単元株制度の採用の時期

効力発生日 平成25年3月1日(金曜日)

(6) その他

当該株式分割が当連結会計年度の開始の日に行われていたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりです。

当連結会計年度(自平成23年9月1日至平成24年8月31日)

1株当たり純資産額	419.95円
1株当たり当期純利益金額	22.28円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	21.96円

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
- 有価証券
- イ. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ロ. その他有価証券
- ・時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産 定率法
- (リース資産を除く) なお、建物（建物附属設備を除く）のうち平成10年4月1日以降に取得したものについては、定額法によっております。
- 主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|--------|--------|
| 建物 | 15～39年 |
| 工具器具備品 | 4～10年 |
- ② 無形固定資産 定額法
- (リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- (3) 重要な繰延資産の処理方法
- イ. 株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。
- (4) 引当金の計上基準
- イ. 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項
- 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(6) 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

(法人税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.64%から平成24年9月1日に開始する事業年度から平成26年9月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については37.97%に、平成27年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.60%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額は5,936千円減少し、法人税等調整額が815千円、その他有価証券評価差額金が5,121千円、それぞれ増加しております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 104,652千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高
売上原価 68,151千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	3,538株	一株	27株	3,511株

(注) 自己株式の当事業年度減少株式数27株は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主なる原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費	1,083千円
貸倒引当金	1,774
賞与引当金	2,071
未払事業税	3,508
その他有価証券評価差額金	36,173
その他	2,574
小計	47,187
評価性引当金	△871
繰延税金資産計	46,315

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社	100	TSUTAYA、TSUTAYA online、Tカード等のプラットフォームを通じてお客様にライフスタイルを提案する企画会社	(被所有)直接31.74%	役務の提供 役員の兼任	代理店報酬	55	未払金	2
						広告宣伝費	7,360	未払金	743
						支払手数料	16	未払金	—
						通信費	68,095	未払金	6,514

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、未払金期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 上記代理店報酬については、当該契約により決定しております。
- (2) 上記広告宣伝費については、当社と関連を有しない一般取引先と同様の条件によっております。
- (3) 上記業務委託費については、当社と関連を有しない一般取引先と同様の条件によっております。
- (4) 上記通信費については、当社と関連を有しない一般取引先と同様の条件によっております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	夢創会(北京)商務諮詢有限公司	30	宅配・デリバリーサイトの運営	直接100.00%	役員兼任	資本金	30,000	関係会社株	30,000
						経費の立替	7,162	未収入金	7,162
子会社	夢の街株式会社	49	宅配・デリバリーサイトの運営	直接100.00%	役員兼任	資本金	49,770	関係会社株	49,770

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 役員及び個人主要株主等

種類	氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	中村 利江	当社取締役会長	(被所有)直接9.45%	—	ストック・オプションの権利行使(注)	11,900	—	—

(注) 平成16年10月4日臨時株主総会決議により発行した旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の権利行使(行使時の払込金額1株当たり33,334円)であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 42,229円31銭
- (2) 1株当たり当期純利益 2,445円78銭

9. 重要な後発事象に関する注記

株式分割及び単元株制度の採用

当社は、平成24年10月12日開催の取締役会において、平成25年3月1日を効力発生日として、株式分割及び単元株制度を採用することを決議しました。

(1) 株式分割及び単元株制度の採用の目的

平成19年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式を上場している証券会社の利便性・流動性の向上に資するため、1株を100株に分割するとともに単元株制度を採用することといたしました。

なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

(2) 株式分割の方法

平成25年2月28日（木曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

(3) 株式分割により増加する株式数

株式の分割前の発行済株式総数	55,488株	（平成24年10月12日現在）
株式の分割により増加する株式数	5,493,312株	
株式の分割後の発行済株式総数	5,548,800株	
株式の分割前の発行可能株式総数	180,000株	
株式の分割後の発行可能株式総数	18,000,000株	

(4) 単元株制度の採用

1単元の株式数を100株といたします。

(5) 株式分割及び単元株制度の採用の時期

効力発生日 平成25年3月1日（金曜日）

(6) その他

当該株式分割が当連結会計年度の開始の日に行われていたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりです。

当事業年度（自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日）	
1株当たり純資産額	422.29円
1株当たり当期純利益金額	24.46円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	24.11円